

企業年金の充実・安定化を図ります。

企業年金の充実・安定化を図るため、

- ① 免除保険料率の凍結解除、解散時の特例措置(3年間の時限措置)など厚生年金基金の安定化
- ② 拠出限度額の引上げや中途引出しの要件緩和など確定拠出年金の充実
- ③ 企業年金のポータビリティの確保(年金通算措置)の措置を講じます。

厚生年金基金の免除保険料^{*}率の凍結解除 (平成17年4月実施)

○平成12年改正では、経済情勢等を踏まえ、厚生年金本体の保険料率の引上げが凍結されたため、これに連動し、免除保険料率も凍結しました。



- 今回、この凍結を解除し、直近の平均寿命、厚生年金本体の予定利率の見直しに基づいて見直し、設定します。
- 現行: 平均2.8%(下限2.4%~上限3.0%)
 → 見込み: 平均3.7から3.8%程度(下限2.4%~上限5.0%)

※ 免除保険料とは、厚生年金基金が行う厚生年金の代行部分の給付に必要なものとして、国に納めることが免除される保険料のことです。免除された分は、厚生年金基金に代行部分の原資として納められます。

厚生年金基金の解散の特例措置 (平成17年4月実施)

<分割納付>

- 解散時に最低責任準備金を確保していなくとも解散を認め、納付計画の承認を受けた上で、不足分の分割納付を認めることとします。(原則5年以内。不足分には、厚生年金本体の運用利回り実績で付利)

<納付額の特例>

- 一定の要件を満たす厚生年金基金については、仮にその基金の加入員が当初から厚生年金本体のみに加入していたならば本体で形成されていた積立金(その基金の資産額がこれを上回る場合には現有資産額)を納付額とすることを認めることとします。

(参考) 特例措置の期限
 本特例措置は、3カ年の時限措置(施行から3年以内の申請)とします。

確定拠出年金の充実

拠出限度額の引上げ(平成16年10月実施)

○年金制度改革における公的年金の給付水準の見直し等を踏まえ、公的年金を補完して、老後所得の確保を図るため、拠出限度額の引上げを行います。

(企業型)	他の企業年金がない場合	(月額)3.6万円→4.6万円
	他の企業年金がある場合	(月額)1.8万円→2.3万円
(個人型)	企業年金がない場合	(月額)1.5万円→1.8万円
	自営業者等	(月額)6.8万円→6.8万円

※厚生年金基金や適格退職年金等から確定拠出年金への制度移行に伴う原資の移換限度額も併せて撤廃します。

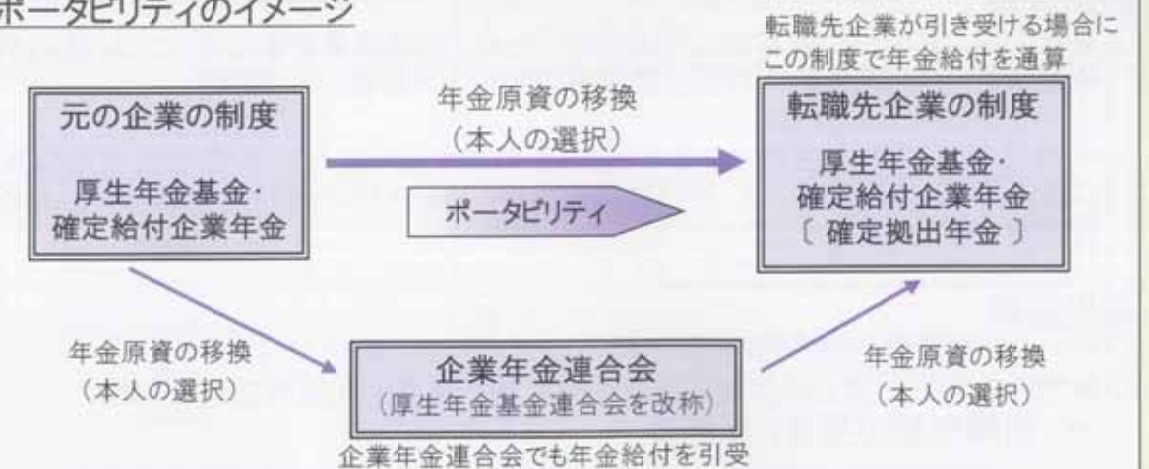
中途引き出し要件の緩和(平成17年10月実施)

- 資産が少額である場合に手数料で資産が減少又は滅失してしまうため、中途脱退の要件を緩和します。

企業年金のポータビリティの確保(年金通算措置) (平成17年10月実施)

- 厚生年金基金、確定給付企業年金間で加入者の年金原資の資産移換を可能とします。この移換が困難な場合は、企業年金連合会(厚生年金基金連合会を改称)で引受けを行い、年金として受給できる途を開きます。
- 厚生年金基金・確定給付企業年金から確定拠出年金へ加入者の年金原資の資産移換を可能とします。

ポータビリティのイメージ



(注)現在でも厚生年金基金制度では、厚生年金基金連合会において年金の通算を行っています。